

くまもと農業経営相談所総合支援事業

<事業目的>

担い手の経営改善や法人化を支援します。

<背景／課題>

- ・ 高齢化や後継者不足等で農業者が減少する中、グローバル化が進展し、農業者の経営課題は複雑化しています。
- ・ 認定農業者や地域営農法人等の担い手の経営力向上を図り、持続的かつ安定的な経営の確立や、戦略的な農業経営の展開が急務となっています。

<事業内容>

1 農業経営者サポート事業	24,120千円
くまもと農業経営相談所の専門家を中心とする支援チームを派遣して、農業経営の法人化、円滑な経営継承等に関する経営相談、経営診断などの取組を実施します。	
○事業実施主体	
熊本県	
○委託先	
一般社団法人 熊本県農業会議	
2 農業経営法人化支援事業	10,000千円
個人の農業経営を法人化し雇用環境を整備することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などの経営発展及び将来にわたる地域の農地の維持管理の取り組みに要する経費	
○事業主体	
県	
○補助額	
定額（25万円／法人）	

<相談窓口>

くまもと農業経営相談所
委託先：一般社団法人熊本県農業会議
電話 096-384-3333

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

くまもと農業の継承支援事業

<事業目的>

農業経営資産の移譲希望者と継承希望者のマッチングを支援することにより担い手を確保し、本県農業の持続的な発展につなげます。

<背景／課題>

担い手の高齢化や後継者不足による離農の増加と担い手の減少が見込まれる中、経営継承による担い手への支援が必要となっています。

<事業内容>

- | | |
|---|-----------|
| 1 経営継承支援機構事業 | 24,401 千円 |
| 移譲希望者と就農希望者等に関する情報の県域データベース化、マッチング等の取組みを支援します。 | |
| ○事業主体：一般社団法人熊本県農業会議 ○補助率：定額 | |
| 2 継承準備支援事業 | 11,076 千円 |
| (1) 市町村リスト化等事務費 | |
| 市町村での経営継承を推進するための活動事務費や旅費等を補助します。 | |
| ○事業主体：市町村等 ○補助率：定額 | |
| (2) マッチング支援 | |
| ① プレ研修旅費 | |
| 経営継承に向けたプレ研修において、地域での宿泊先から研修先までの旅費を補助します。 | |
| ○事業主体：市町村等 ○補助率：旅費の 1/2 以内 | |
| ② 継承手続き支援 | |
| 経営継承に必要な経費（不動産鑑定士・弁護士・司法書士等契約、農機具査定等に係る経費）を補助します。 | |
| ○事業主体：市町村等 ○補助率：事業費の 1/2 以内（上限 500 千円/1 事例） | |
| 3 新規就農スタートアップ支援力強化事業 | 10,000 千円 |
| 県認定研修機関等が就農者に貸出すためのハウス（中古）等の整備 | |
| ○事業主体：県認定研修機関等 | |
| ○補助率：事業費の 1/2 以内（上限：2,000 千円） | |

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 事業内容 1, 2 : 担い手支援班 096-333-2382
事業内容 3 : 就農支援班 096-333-2432】

新規就農者育成総合対策事業

(経営発展支援事業、サポート体制構築事業)

<事業目的>

就農時の機械・施設導入及び新規就農者へのサポート体制の充実を支援し、就農者数の増加、就農後の定着の更なる促進を図ります。

<背景／課題>

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、国内の農業従事者は減少し、高齢化も進展しています。新規就農者も同様に減少傾向であり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人材の一層の呼び込みと定着を図る必要があります。

<事業内容>

1 機械・施設等導入支援（国事業名：経営発展支援事業・初期投資促進事業）

親元就農を含む新規就農者が行う機械・施設・家畜の導入、果樹・茶の改植等に係る経費の助成。補助対象事業費上限 1,000 万円（経営開始資金(150 万円/年)の交付対象者は上限 500 万円）。

2 技術力・経営力強化支援（国事業名：サポート体制構築事業）

地域の伴走機関が行う研修農場の機械・施設導入や新規就農者への技術指導等に係る経費の助成。

3 就農相談員の設置支援（国事業名：サポート体制構築事業）

就農準備から定着までを一元的にサポートする相談員設置に係る経費を助成。

<事業実施主体>

1 新規就農者（就農時 50 歳未満の認定新規就農者（親元就農も対象））

2 及び3 農業団体・市町村等

<補助率>

1 国 1／2、県 1／4、新規就農者 1／4

2 及び3 国 1／2、事業主体 1／2

<採択要件>

- ・ 1 の事業は、市町村で青年等就農計画の認定を受ける必要があります。また、令和5年度以降に新たに農業経営を開始する者が対象で、自己負担分は融資を受ける必要があります。
- ・ 1～3 の事業は、取組み計画に応じて採択されます（ポイント制による採択）。
- ・ 補助金交付の流れは以下のとおりです。

…1 国（全国農業会議所）→ 県 → 市町村 → 新規就農者

…2 及び3 国（全国農業会議所）→ 県 → 事業主体

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

中高年就農支援事業

<事業目的>

国の施策の対象とならず、企業との人材獲得が競合しにくい、50歳代の新規就農者を対象に、就農を支援することで、新規就農者の確保と定着を図る。

<背景／課題>

新規就農者は毎年減少しており、特に、若年層の減少が新規就農者全体の減少に一因となっている。一方、本県には企業の進出が進んでおり、今後も若年層を中心に人材獲得は厳しさを増す可能性が高くなっている。

農業における担い手は、50歳代以上が多数であり、50歳代で就農しても、今後担い手として十分に活躍可能であるものの、50歳代の就農相談は、コロナ禍以降大きく増加しているものの、国の支援がなく就農へのハードルが高く、就農者は増加していない。

<事業内容>

1 中高年就農研修支援事業

熊本県内に就農予定で、就農時50～59歳の独立自営就農を目指す方が対象。県内認定研修機関で研修を行う場合に支援し、支援額は最大120万円/年（定額）。最長1年間。ただし、就農後の居住地未定等の理由で、市町村からの交付が無い場合は、県分（最大60万円）のみ交付。※原則、前年所得が600万円未満のものを対象。

2 中高年就農初期投資支援

熊本県内に就農する50～59歳の認定新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援。補助対象事業費上限500万円。

<事業実施主体>

- 1 県または市町村
- 2 市町村

<補助率>

- 1 県1／2、市町村1／2（市町村交付が無い場合は県分のみ交付）
- 2 県1／3、市町村1／6、新規就農者1／2

<採択要件>

- ・1の事業は、研修終了後に独立自営就農する方が対象で雇用就農は対象外です。
- ・2の事業は、市町村で青年等就農計画の認定を受ける必要があります。
- ・詳細な要件は、担当課におたずね下さい。

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業

＜事業目的＞

土地利用型農業を中心に農地の主たる担い手である地域営農組織の組織化・法人化を強力に進め、地域農業の担い手の育成・確保を進めます。

＜背景／課題＞

- 農業従事者の高齢化に伴い今後農業就業人口の減少が避けられない状況です。
- 地域営農組織は地域農業を存続させるための担い手としてその重要性が高まるることは必至です。

＜事業内容＞

1 組織化・法人化支援

7,795 千円

地域営農組織の組織化や法人化を目的とした、セミナーの開催や専門家派遣等で支援する活動を助成します。

○事業主体

熊本県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合

○補助率

県担い手協は定額、市町村等は県 1/2

2 地域営農組織再編・統合支援

800 千円

複数の地域営農法人等で構成した協議会等が行う、地域営農組織の再編・統合に伴う経費を支援します。

○事業主体 複数の地域営農法人等で構成した協議会等

○補助率 定額（上限 40 万円／協議会）

3 地域営農組織設立支援

800 千円

担い手不在地区での新たな地域営農組織を設立するための集落内での話し合い活動等に必要な経費を支援します。

○事業主体 市町村担い手育成総合支援協議会

○補助率 定額（上限 40 万円／地区）

4 集落営農活性化プロジェクト促進事業（国）

23,250 千円

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、高収益作物の試験栽培、組織の法人化、共同利用機械等の導入等に必要な経費を支援します。

○事業主体 市町村

○補助率 定額、共同利用機械等の導入は 1/2 以内

5 農業支援サービス事業体広域受託支援

1,200 千円

農業支援サービス事業体の経営を安定させるために、広域での作業受託を支援するため、農業用機械を遠隔地への運搬するために必要なトレーラーや一時的に農業用機械を補完するための簡易テントの導入に必要な経費を支援します。

○事業主体：農業支援サービス事業体

○補助率：1/2 以内

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

扱い手への農地集積に関する事業

<事業目的>

地域の農地所有者とその利用者による話し合い活動に基づいて、認定農業者や地域営農組織等の扱い手へ農地を集積しながら、地域の農業を維持・発展させる取組みを推進します。

<背景／課題>

農地を遊休化させず扱い手となる農業者等へ引き継いでいくとともに、土地利用型農業等を中心として規模拡大とコスト削減による稼げる農業を確立することが急務となっています。

<事業内容>

1 機構集積協力金交付事業（国）

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる農作業委託のうち、要件を満たしたものに対して、以下の協力金を交付します。
(交付金)

[R6 年度版]

交付金名	交付対象者			
①地域集積協力金	地域	機構の活用率（累計）		交付単価 ・機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（機構活用率には加算）。 ・機構への貸付と一体的に行われた農作業委託（基幹3作業、委託期間10年以上）のみ対象。 ・交付対象面積は機構への貸付面積及び機構を通じた農作業委託面積。 ・農作業委託の場合は交付単価は1/2。
		一般地域	中山間地域	
		40%超50%以下		1.3万円/10a
		50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
		70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
		80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
②集約化奨励金			80%超	3.4万円/10a
		地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価 (一般タイプ) ・①と②の同一年度での重複交付は可能。
		10ポイント以上増加		1.0万円/10a ・交付対象面積は機構からの転貸面積のうち新たに団地化した面積及び機構を通じた農作業受託面積のうち新たに団地化した面積。 ・受け皿準備タイプ、農作業委託の場合は交付単価は1/2。
		20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a

(交付要件)

- ① 地域内の一定割合以上を機構に貸し付け又は特定農作業委託及び機構を通じて農作業受託されるとともに、1割以上が新規集積であること。又は、地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha（条件不利地域は0.5ha）以上の団地面積が10%以上増加すること。
- ② 「同一の耕作者が耕作する1ha（条件不利地域は0.5ha）以上の団地面積の割合が10%以上増加」又は「同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積が30%以上の地域においては、1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上」になること。

2 耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）（県）

耕作放棄地の再生・利用促進に取り組む担い手に対して助成金を交付します。

○再生作業 定額（30千円/10a）、○営農定着 定額（10千円/10a）
(交付要件)

以下の全てに該当すること。

- ① 担い手（人・農地プランの中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）であること。
- ② 農業振興地域内で、農地法で定める1号遊休農地（荒廃農地A分類（再生利用可能な荒廃農地）と一致）を解消する取組であること。
- ③ 農地中間管理機構を介した借入地又は1年以内に購入した農地であること。
- ④ 解消後、5年以上耕作を行うこと。

【お問い合わせ先：農地・担い手支援課 農地集積・利用推進班 096-333-2376】

企業の農業参入トータルサポート事業

<事業目的>

農業の担い手の減少が続く中、企業の農業参入を多様な担い手の確保及び地域活性化の起爆剤として位置付け、地域との調和を図りながら農業に参入する企業に対し総合的な支援を行うことにより、更なる企業の農業参入の促進と定着化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 近年の傾向として、食品関連企業による原料確保や自社ブランド向上、企業と地域とが連携した新たな産地化、福祉事業者による農業参入などが増加しています。
- ・ 今後は、さらなる新規参入企業の誘致と既参入企業の経営安定が課題となっています。
- ・ 7月豪雨災害で被災した復旧・復興プラン該当市町村について、企業の農業参入により復旧・復興を後押しする。

<事業内容>

- 1 農業参入企業発掘・誘致事業
①企業訪問、②セミナーの開催等
- 2 参入企業スタートアップ支援事業
①農業参入ビジネスモデル構築支援、②地域調和型企業支援
- 3 参入企業ステップアップ事業
①参入企業フォーラムの開催等、②参入企業定着補助金

<事業主体>

1、3①：県、 2①②、3②：参入企業

<補助率>

- 2①：県1/3以内（上限200千円）※復旧・復興プラン該当市町村1/2以内
2②：県1/3以内（但し農地利用状況等により上限設定上限500～1,000万円/社）
※復旧・復興プラン該当市町村1/2以内
3②：農地所有適格法人 県1/2以内（上限20,480千円）
農地所有適格法人以外 県1/3以内（上限20,480千円）
※復旧・復興プラン該当市町村1/2以内

<採択要件>

- 2①、②：熊本県内において農業に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業
であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。
3：熊本県内において農業に参入する企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

R5 企業の農業参入サポート事業

41,056千円

＜第1段階・発掘・検討段階＞
農業参入企業発掘・誘致事業
4,458千円

農業参入相談窓口	PR資料(HP等)
参入セミナー	企業訪問・展示会出展

＜第2段階・参入初期段階＞ 14,909千円

参入企業スタートアップ支援事業
・農業参入ビジネスモデル構築支援
(ソフト:限度額20万円)
・地域調和型企業支援

(ハード:限度額1,000万円)

参入初期投資軽減支援 補助率1/3以内

被災地への参入企業誘導 補助率1/2以内

＜第3段階・参入定着段階＞ 21,689千円
参入企業ステップアップ支援事業
(ハード:限度額2,048万円)

参入企業定着補助金(施設・機械) 補助率 一般法人1/3,農地所有適格法人1/2以内

被災地企業の規模拡大支援 補助率1/2以内

担い手の創出 地域の活性化

●参入件数
R1 208件
R5 240件

●常雇用 (中山間)
R1 490人
R5 565人